

第44号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和6年5月13日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

府中市長 高野 律 雄

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第5項を削る。

付則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第7項を付則第6項とする。

付則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を付則第7項とする。

付則第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第10項中「付則第8項の規定の」を「付則第7項の規定の」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に、「付則第8項」を「付則第7項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「付則第8項」を「付則第7項」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「付則第8項」を「付則第7項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を付則第12項とする。

付則第14項を付則第13項とする。

付則第15項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を付則第14項とする。

付則第16項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第17項を付則第16項とする。

付則第18項中「付則第8項及び第10項」を「付則第7項及び第9項」に、「付則第8項及び第11項」を「付則第7項及び第10項」に、「第9項、第11項及び第12項」を「第10項及び第11項」に、「付則第11項から第13項まで」を「付則第10項から第12項まで」に、「付則第13項」を「付則第12項」に、「付則第14項から第16項まで」を「付則第13項から第15項まで」に、「付則第15項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第17項とする。

付則第19項中「第33項、第35項若しくは第46項」を「第34項若しくは第45項」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第20項を付則第19項とする。

付則第21項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を付則第20項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の府中市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方

税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

府中市都市計画税条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>付 則</p> <p>(削 除)</p> <p>(法附則第15条第32項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合)</p> <p><u>5 法附則第15条第32項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>6 省 略</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>7 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき</u></p>	<p>付 則</p> <p><u>(法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例割合)</u></p> <p><u>5 法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合)</p> <p><u>6 法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>7 省 略</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき</u></p>

新

価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を

旧

価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は

新

除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 付則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第7

旧

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 付則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8

新

項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

旧

項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

新

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.2 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省 略

1.3 省 略

1.4 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度ま

旧

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.3 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省 略

1.4 省 略

1.5 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度ま

新

での各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市
 税条例付則第11条の2の規定の例により算定した当該
 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当
 該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年
 度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地
 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価
 格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算
 した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税
 について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則
 第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市
 街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定
 める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当
 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場
 合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都
 市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区
 域農地調整都市計画税額とする。

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令
 和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農
 地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計
 画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市

旧

での各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市
 税条例付則第11条の2の規定の例により算定した当該
 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当
 該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年
 度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地
 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価
 格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算
 した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度
 分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当
 該年度分の固定資産税について法第349条の3（第
 18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3ま
 の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当
 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該
 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標
 準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下
 「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える
 場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令
 和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市
 計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、
 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課

新

計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.6 省 略

1.7 付則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法

旧

税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.7 省 略

1.8 付則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用

新

附則第18条第6項に、付則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第32項、第34項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第32項」とあるのは「若しくは第32項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

19 省 略

20 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

付 則

（施行期日）

旧

される法附則第18条第6項に、付則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第32項、第33項、第35項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第32項」とあるのは「若しくは第32項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 省 略

21 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

新

旧

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の府中市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。